

「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」

評 価 基 準

(品質・性能等の評価に関する事項)

令和 7 年版

評価対象材料名

外装タイル張り用有機系接着剤

細 目

—

一般社団法人 公共建築協会

評価基準の説明 【外装タイル張り用有機系接着剤】

1. 評価対象

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和7年版11章3節および「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「改修標仕」という。）令和7年版4章4節に規定する外装タイル張り用有機系接着剤とする。

2. 引用している規定

- （1）標仕 令和7年版
- （2）改修標仕 令和7年版
- （3）日本産業規格
 - ・ JIS A 5557 : 2020 「外装タイル張り用有機系接着剤」

3. その他

- （1）「品質・性能」欄の“申請者の規定による。”とは、評価基準としての規定がないため、申請者の規定によることとする。なお、審査は、記入された申請者の規定について、社内規定等と照合して確認することとしている。

評価基準

外装タイル張り用有機系接着剤

1

項 目			品 質 ・ 性 能		備 考	
種類	樹 脂 の 種 類			変性シリコーン樹脂系（一液反応硬化形）		
品質	外 観			均質で、有害と認められる異物の混入がないこと。		
	侵 食 性			接するタイル、下地材などを侵すものでないこと。		
	特定化学物質・特定有機溶剤使用の有無			化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に規定された“第一種特定化学物質”および“第二種特定化学物質”、ならびに労働安全衛生法に基づく“有機溶剤中毒予防規則”に規定された“第一種有機溶剤”を使用しないこと。		
性能	貯 蔵 安 定 性			試験を行ったとき、質量の変化が5%以内で、かつ、均質で異物が認められないこと。		
	接着強さ	標 準 養 生		試験を行ったとき、0.60N/mm ² 以上で、かつ、凝集破壊率が75%以上		
		低 温 硬 化 養 生		試験を行ったとき、0.40N/mm ² 以上で、かつ、凝集破壊率が50%以上		
		ア ル カ リ 温 水 浸 せ き 処 理		試験を行ったとき、0.40N/mm ² 以上で、かつ、凝集破壊率が50%以上		
		凝 結 融 解 処 理		試験を行ったとき、0.40N/mm ² 以上で、かつ、凝集破壊率が50%以上		
		熱 劣 化 処 理		試験を行ったとき、0.40N/mm ² 以上で、かつ、凝集破壊率が50%以上		
		注)：凝集破壊率とは、破壊面全体の面積に対する凝集破壊（タイル、下地材の破壊を含む。）の割合とする。				
	皮膜物性	引 張 性 能	引 張 強 さ (N/mm ²)		0.60 以上	
			破断時の伸び (%)		35 以上	
		温度依存性	引張強さ (N/mm ²)	試験時温度 80℃	0.60 以上	
				試験時温度 -20℃	0.60 以上	
			破断時の伸び (%)	試験時温度 80℃	35 以上	
				試験時温度 -20℃	35 以上	
		劣化処理後の引張性能	引張強さ (N/mm ²)	アルカリ温水浸せき処理	0.40 以上	
熱劣化処理				0.40 以上		
破断時の伸び (%)			アルカリ温水浸せき処理	25 以上		
			熱劣化処理	25 以上		

項 目		品 質 ・ 性 能	備 考
性 能 (続 き)	耐 熱 性	試験を行ったとき、80℃ 4週間 1kgのおもりで安定していること。	
	ず れ 抵 抗 性	試験を行ったとき、ずれが生じないこと。	
	張 付 け 可 能 時 間 [表示項目]	申請者の規定による。	
	密 度 [表示項目]	申請者の規定による。	
	耐 候 性 (目地詰めを行わない場合)	100時間経過時点、500時間経過及び1,000時間経過時点における初期と比較した色差がいずれも6未満で、かつ、表面のはく離およびふくれがないこと。	
	耐 汚 染 性 (目地詰めを行わない場合)	試験後、汚染がないこと。	
試 験 方 法	1. 試験の一般条件等は、JIS A 5557 の「6.1 試験の一般条件」および「6.2 試験に用いる材料、用具など」による。 2. 貯蔵安定性試験は、JIS A 5557 の「6.3.1 貯蔵安定性試験方法」による。 3. 接着強さ試験は、JIS A 5557 の「6.3.3 接着強さ試験方法」による。 4. 皮膜物性試験は、JIS A 5557 の「6.3.4 皮膜物性試験方法」による。 5. 耐熱性試験は、JIS A 5557 の「6.3.5 耐熱性試験方法」による。 6. ずれ抵抗性試験は、JIS A 5557 の「6.3.6 ずれ抵抗性試験方法」による。 7. 張付け可能時間試験は、JIS A 5557 の「6.3.8 張付け可能時間試験」による。 8. 耐候性試験は、標仕 11.3.3(2) (ア)または改修標仕 4.4.5(4) (ア) (b) ①による。 9. 耐汚染性試験は、製造所において定める試験方法による。		